

羽保福支第2252号
平成29年8月10日

指定特定相談支援事業所 管理者様

羽曳野市保健福祉部福祉支援課長

日中活動サービスの支給決定量の見直しについて（通知）

平素は、本市障害福祉施策の円滑な推進について、ご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、本市においては標記の日中活動サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型））に係る支給決定量については、利用者の利用頻度に関わらず、一律に「月日数－8日」とする取り扱いを行っておりましたが、利用者への適切な支給量決定及び給付管理を行う観点から当該取り扱いを見直し、サービス等利用計画案の週間計画表にもとづき必要な支給量を決定することといたしましたので、通知します。

つきましては、本市利用者に係るサービス等利用計画案を作成する際には、週間利用計画表に位置づけた利用日数にもとづき支給量（「〇日／月」又は「月日数－8日」）を記載いただくよう、お願ひします。

なお、新規にサービス利用を始める場合などで、短期間（概ね2ヶ月以内）に利用日数を増やしていくことが明確な場合は、週間計画表に予定される頻度の位置づけを行うとともに、備考欄等に「当初週1回の利用から始め、徐々に週3日の利用を予定」など適切な支給決定量ができるよう、ご協力下さい。

記

1. 日中系サービスの支給決定量の目安

サービス種類	週間計画表の位置づけ	支 給 量
生活介護	週1回	5日／月
自立訓練（機能訓練・生活訓練）	週2回	10日／月
就労移行支援	週3回	15日／月
就労継続支援（A型・B型）	週4回	19日／月
	週5回	当該月の日数－8日／月

【問い合わせ】

羽曳野市保健福祉部福祉支援課

担当：片上

電話：072-958-1111 内線1211

FAX：072-957-1238

MAIL：fukushishien@city.habikino.lg.jp